

邑楽町自動車購入（中古じん芥車）プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、邑楽町自動車購入（中古じん芥車）の受託者を特定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 案件概要

- (1) 案件名 邑楽町自動車購入（中古じん芥車）
- (2) 案件概要 中古じん芥車 1台
- (3) 納入期限 令和8年2月27日（金）まで
- (4) 支払限度額 8,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3. 選定方法 公募型プロポーザル方式

4. 担当課（問合せ先）

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1

邑楽町役場建設環境課生活環境係（担当：小室・大手・松本）

電話 0276-47-5036

FAX 0276-88-3247

メールアドレス constr-env@swan.town.ora.gunma.jp

5. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしていない者及びこれらの申し立てがなされていない者であること。
- (3) 令和7年度邑楽町競争入札参加資格を有している者で、引き渡し後も不具合等が発生した際には当該車両を当日中に確認したのち、点検整備・修理が可能であること。
- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「邑楽町工事指名競争入札参加者指名停止基準等設置要綱」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役員もしくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行

する社員、取締役、執行役員もしくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるも者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6. 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合より変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和7年10月10日	邑楽町ホームページ
2	質問書提出期限	令和7年10月16日	電子メールのみ受付
3	質問回答の公表	令和7年10月17日	邑楽町ホームページ
4	参加表明書及び参加資格確認書提出期限	令和7年10月21日	持参又は郵送
5	参加資格確認結果通知	令和7年10月23日	電子メールで通知
6	企画提案書等提出期限	令和7年10月29日	持参又は郵送
7	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和7年10月30日	持参又は郵送
8	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年11月6日～7日(予定)	提案車両の現物確認
9	優先交渉権者の特定等結果通知	令和7年11月10日	電子メールによる通知及び邑楽町ホームページに掲載
10	契約	令和7年12月中旬(予定)	12月議会議決

7. 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和7年10月10日（金）から令和7年10月16日（木）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 質問書に記入のうえ、電子メールで送付すること。
また、質問書を送信した場合は、建設環境課生活環境係へ電話にてその旨連絡すること。
なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス constr-env@swan.town.ora.gunma.jp
電話番号 0276-47-5036
- (3) 質問回答日 令和7年10月17日（金）
- (4) 回答方法 町ホームページに掲載する
- (5) その他 質問に対する回答内容は、邑楽町自動車購入（中古じん芥車）プロポーザル実施要領及び邑楽町自動車購入（中古じん芥車）仕様書の追加又は修正として取り扱うものとする。

8. 参加表明書の提出

- (1) 提出期間 令和7年10月17日（金）から令和7年10月21日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（最終日は午後3時とする。）
- (2) 提出先 邑楽町役場建設環境課生活環境係（群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1）
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

【留意事項】

- ・持参の場合は、土日祝日を除く、開庁時間（午前8時30分から午後5時15分まで）の提出とすること。ただし、提出期限の日は午後3時までとする。
- ・郵送の場合は提出期限の前日の午後5時必着とする。なお、郵送事故については、町は責任を負わないものとする。

- (4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式-2	1部

9. 参加要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和7年10月23日（木）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

また、本要領13の「評価項目及び評価基準」及び本要領14に定める「審査及び優先交渉権者の特定等」に基づき、提出書類の審査並びに提案車両の現物確認を実施する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

10. 企画提案書の提出

(1) 提出期間 令和7年10月27日（月）から令和7年10月29日（水）までの午前8時30分から午後5時まで（最終日は、午後3時までとする。）

(2) 提出先 邑楽町役場建設環境課生活環境係（群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1）

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

【留意事項】

- ・持参の場合は、土日祝日を除く、開庁時間（午前8時30分から午後5時15分まで）の提出とすること。ただし、提出期限の日は午後3時までとする。
- ・郵送の場合は提出期限の前日の午後5時必着とする。なお、郵送事故については、町は責任を負わないものとする。

(4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	提出部数	様式
1	企画提案書（提案車両チェックシート）	1部（正本1部）	様式6（A4縦）
2	提案車両見積書及び内訳書	1部（正本1部）	任意様式
3	提案車両車検証の写し（ある場合）	1部（正本1部）	

(5) 留意事項

- ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ウ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- エ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- オ 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとする。
- カ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

11. プロポーザル参加辞退の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届」を持参又は郵送にて提出すること。

(1) 提出期限 令和7年10月30日（木）午後3時

(2) 提出先 邑楽町役場建設環境課生活環境係（群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1）

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

12. プレゼンテーション及びヒアリング

(1)日時 令和7年11月6日(木)～11月7日(金)

※詳細時間は、別途打合せによる。

(2)実施場所 参加業者の指定する場所

(3)出席者 出席者は、参加業者2名以内及び事業審査委員とする。

(4)所要時間 企画提案者当たり30分程度とする。

(提案者からの説明、提案車両現物確認と質疑応答)

(5)実施の順番 企画提案書の受付順とする。

(6)その他

ア プレゼンテーション及びヒアリングの際、出席者は、氏名を名乗ること。

イ 説明書類は提出資料のみとし、提案車両の動作確認の指示に従うこと。

ウ プレゼンテーションに必要な資材、機器、燃料、消耗品等は、企画提案者で用意すること。

エ 必要機器のセッティング及び片付けの時間は、提案者からの説明時間を含めるものとする。

オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

13. 評価項目及び評価基準

提案車両に対する評価項目及び評価基準は、別紙1のとおりとする。

14. 審査及び優先交渉権者の特定等

(1)審査方法等

ア 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。

イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及び提案車両現物確認により、事業審査委員が採点した提案車両チェックシートを、本要領14で定める「評価項目及び評価基準」に基づき、審査委員が提出書類と照合しながら評価点数を確認し、審査を行う。評価が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2位の者を次点者として特定する。

ウ 本要領5に定める「参加資格要件」及び本要領10に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。

エ 同一点数が2者以上となった場合は、見積書の金額が最も低い企画提案者を上位とし、次点者についても同様とする。

オ 適切な提案がない場合(評価項目及び評価基準点の合計点が概ね50%未満)には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

(2)審査結果の公表

ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和7年11月10

日（月）に電子メールにて送付する。

イ 審査結果については、優先交渉権者を、令和 7 年 11 月 10 日（月）に邑楽町ホームページで公表するとともに、電子メールにて通知する。

ウ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。

エ 企画提案者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して 5 営業日以内に書面（任意様式）にて請求するものとし、町は書面にて回答する。なお、評価内容の開示は一切行わない。

15. 契約の締結

（1）契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。なお、契約締結については、邑楽町議会の議決を要する場合がある。その場合、優先交渉者と仮契約を締結し、邑楽町議会の議決を得たときに本契約を締結するものとする。

ア 優先交渉権者が審査後、本要領 5 に定める「参加資格要件」を満たすことができなくなったとき。

イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。

ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

（3）契約締結日 令和 7 年 12 月中旬（予定）

16. 契約の範囲

本案件の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、邑楽町の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。

また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

17. その他（留意事項）

（1）プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

（2）失格となる企画提案者

ア 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。

(ア) 本要領 2「支払限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合

(イ) 本要領 12「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合

(ウ) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。

(ア) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合

(イ) プレゼンテーション時に、企画提案者が欠席した場合

(ウ) プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合

(エ) その他審査委員会が不適格と認めた場合

(3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。

(4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。

(5) 提出された書類の返却はしないものとする。

(6) 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。

18. 様式一覧【別紙 2「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の該当箇所	備考
様式-1	参加表明に関する質問書	要領 7	
様式-2	プロポーザル参加表明書	要領 8	
様式-3	プロポーザル参加辞退届	要領 12	
様式-4	プロポーザル参加資格確認結果通知書	要領 9	
様式-5	プロポーザル企画提案書等審査結果通知書	要領 15	
様式-6	企画提案書	要領 10	

別紙 1 評価項目と評価基準

1. 評価項目

評価項目			配点
1	基本的事項	仕様書に定めた条件を満たしているか	5点
		走行距離は仕様書仕様書に定めた距離未満となっているか	5点
		製造年式は仕様書に定めた年式より新しいか	5点
		修理歴や改造歴はないか	5点
2	外装・内装 の状態	キズ、へこみ、汚れはないか。また窓やライトにひび割れはないか	5点
		ドアは正常に開閉するか	5点
		車内に異臭（タバコ、芳香剤など）はないか	5点
3	走行性能	エンジンの状態は良好か	10点
		足回りの状態は良好か	10点
		電装品は正常に作動するか	10点
4	架装の状態	積込・排出装置は正常に作動するか	10点
		内部に腐食等はないか	10点
5	その他	仕様書に定めた以外の装備があるか	5点
		その他不具合がないか	5点
6	見積価格	適正な価格となっているか	5点
合計			100点

2. 評価基準

評点	評価
5／10	とても優れている
4／8	優れている
3／6	標準に達している
2／4	やや問題がある
1／2	問題がある